

3 練福障第 10029 号  
令和 3 年 4 月 9 日

障害児通所事業所  
代表者 様

練馬区福祉部  
障害者サービス調整担当課長 柴宮 深

### 令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬の取り扱いについて

平素より、練馬区の障害福祉施策にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「報酬改定」という。）において、児童発達支援および放課後等デイサービスに創設した、医療的ケア区分に応じた基本報酬等、医療的ケア児を支援した時の報酬等に係る取扱いについて下記のとおりご対応をお願いします。

#### 記

#### 1 医療的ケアの提供に伴う保護者への説明

つぎの加算、報酬のいずれかを請求する場合、医師等による新たな医療的ケアに係る判定スコア（以下「新判定スコア」という。）が必要となる旨を保護者にご説明ください。該当しない場合は不要です。

- ① 医療連携体制加算
- ② 医療的ケア区分に応じた基本報酬
- ③ 看護職員加配加算

#### (1) 新判定スコアの判定について

- ・ 上記①の場合…主治医以外（事業所に配置された看護職員等）の判定でも可能です。
- ・ 上記②または③の場合…主治医の判定が必要です。（※文書料を求められた場合、保護者負担となります。）

#### (2) 利用者負担額

報酬算定に伴い、利用者負担が増額となる場合は保護者に説明をしてください。

#### (3) 新判定スコアの提出等

- ・ 上記①または③の場合…提出先は各事業所となります。
- ・ 上記②の場合…区による区分判定（受給者証の記載）が必要となるため提出先は福祉事務所となります。
- ・ 複数の事業所で医療的ケアを受けている場合、各事業所に提出できるように「新判定スコア」のコピーの用意が必要となる旨をお伝えください。

## 2 報酬算定・請求にあたっての留意事項

報酬算定にあたり、国および都からの通知文、ホームページ掲載資料を確認したうえで指定権者へ必要な届出を行ってください。

## 3 報酬改定等に関する問い合わせ

ご質問については「質問票」を使用し、障害者給付係あてメールにて送信してください。事業所からいただいた質問を取りまとめ、1週間以内に回答します。

(E-mail) SHOGAISISAKU06@city.nerima.tokyo.jp

## 4 添付資料

参考1 「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービスの）の取扱い等について（令和3年3月23日付け事務連絡）

参考2 「保護者様へ」（※新規にサービスを利用する場合は福祉事務所から保護者に案内をします。）

## 5 その他

報酬改定の内容、取扱いについては国および東京都から発出された通知、ホームページ等にてご確認ください。

担当 福祉部 障害者サービス調整担当課

障害者給付係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

TEL 03 (5984) 1021

FAX 03 (5984) 1215

E-mail SHOGAISISAKU06@city.nerima.tokyo.jp